

平成22年度第2回文化財保護審議会 議事録

1 日 時 平成22年5月12日(水) 14:30～15:45

2 場 所 焼津小泉八雲記念館多目的室

3 公開の可否 非公開

4 出席者 会 長 近藤梅夫
副会長 落合孟郎
委 員 増田俊彦
委 員 岡村功代
委 員 八木勝行
委 員 榊原定男
委 員 梶田恵光
委 員 太田良達男

事務局 近藤道子 (教育委員会歴史民俗資料館長)
浦田 創 (教育委員会歴史民俗資料館文化財担当主幹)

5 内 容

協議事項

(1) 史跡「井伊直孝産湯の井」の指定について

事務局あいさつ

会長あいさつ

会長 文化財保護審議会の全委員9名の内、出席者は8名で、焼津市文化財保護条例施行規則第35条第2項により、本日の審議会は成立しております。

議事に入る前に、本日の審議会につきましては非公開といたしますので、ご承知おきください。

協議事項の(1)史跡「井伊直孝産湯の井」の指定について、事務局の説明を求めます。

事務局 市内中里の「井伊直孝産湯の井」の指定について、この土地の所有者の現状、地元よりの史跡指定の陳情書(別紙)が出されている経緯等について説明

会長 今日地元よりの陳情に基づいて、所有者の問題もあって、急きょ委員の皆さんに集まっていた。今日、史跡指定という結論を出さなくても、市でこの土地を購入するとなれば、指定という含みを持たせて市民に説明しなくてはならない。

副会長 昔の所有者の屋敷の図面はあるか。朝比奈川はどこを通っていたのか。

増田委員 屋敷の図面はない。昔の中里地区の地図は見たことがある。私が子供の頃は所有者宅の屋敷は立派だった。お年寄りに聞いたところ、朝比奈川の土手は今の県道焼津岡部線である。若宮八幡宮は川の対岸だったことになる。

会長 市長への陳情書の中で、「井伊直孝の母は、印具徳右衛門の娘、花の侍女阿こ」とあり、江戸時代の女性の名前はほとんど残っていないと思われるが、この点はどうか。

八木委員 「花」は井伊直政の正妻で、花の侍女であった「阿こ」が直孝の母で、印具氏の娘と井伊家譜伝にはある。印具氏との関わりを伝える子孫は伊井と名乗り、藤枝市瀬戸ノ谷地区の中里に今も住んでいる。

史跡として指定する場合は、学術的に調査する必要があるのではないか。井戸の所有者の屋敷の遺構や井戸が造られた年代など、ある程度の根拠が必要だろう。

梶田委員 一般的には、寺の過去帳を見ても女子の名前は残されていない。

副会長 直孝産湯の井がある土地は、今も元の所有者のものか。

事務局 隣接する屋敷と農地は差し押さえに遭い、不動産業者に売却されましたが、幸いにも井戸のある残地は雑種地で、売却は免れました。

増田委員 今日現場を見てきたが、井戸のある土地は物置やコンテナが置いてあった。

事務局 家族も市内に引っ越したと聞いております。

会長 この陳情書を受けて、市はどう考えるのか。早く対処しないと転売されてしまうこともある。

事務局 転売されないような措置は取っております。保存するに値するものであるとの根拠を積み上げていくよう、皆さんで話し合ってください、前に進む方向に考えていきたいと思えます。

増田委員 平成2年度に補助金を出しているか。

事務局 中里地区保存会に市から補助金が交付され、井戸の周辺の橋や堀、案内板を整備しました。

増田委員 杉崎様が文化財保護審議会の会長の時には、史跡として指定したらどうかという話は時々出ていた。落ち葉が井戸をふさいでしまった時に、地元住民が落ち葉を取り除こうと清掃作業を行っていたが、所有者が人の土地に勝手に入るなど言ったこともあり、清掃活動が頓挫してしまった。今も中断したままである。

この土地をそのままにしておく、ゆくゆくは井戸も埋め立てられてしまうことも考えられるため、若宮八幡宮との関連で市の指定文化財に指定していただくことが、住民の願いだ。

今年の初めから自治会長等が動き陳情書に連署したが、市や当審議会に史跡として指定していただければ市で土地を買い取り、後は中里の住民が管理していきたい。

会長 直孝は井伊家の基を築かれた方で、歴代の井伊家の中でも重要な人物であるので、私個人としては史跡にふさわしいと思う。

増田委員 もしも直孝がいなかったなら、井伊家がこれほどまでに繁栄したのだろうか。まさに、直孝は井伊家の軸になった人物だといえる。

会長 ずっと以前、中里の松永様から、地元で井伊家に陳情したことに対する家臣の連名の返書の古文書の写しをいただいたが、同様に杉崎様からも井伊家に陳情した古文書の写しがあることから、これらはまさに直孝が中里地区で生まれたことの証拠ともいえるよう。

太田良委員 先の話で、藤枝市にも井伊直孝の出生の話があるということか。

八木委員 藤枝市で直孝が生まれたという話はない。

副会長 彦根市の資料館等には、産湯の井に関する資料はあるか。

事務局 インターネットで検索しましたが、見つかりませんでした。

八木委員 市でもよく調べたか。

事務局 調べましたが、資料は見つかりませんでした。

会長 井伊家は譜代の大大名で別格だ。城主も変わらないため、記録はかなり残っている。

以前、村松文三に関する事で、義父が井伊家の医師をしていたと伝えてあることから調べようとしたが、井伊家の資料は膨大で、結局見つからなかった。

彦根市に行って見るのが一番いいだろうが、古文書や井伊家夫人文子様の「歴史きさむ棟札のこり中里の 若宮社にわが祖を志のぶ」と和歌を詠んだことから、これだけでも出生のことを伺うことができるのではないか。

副会長 色々な歴史的価値からみても大切な史跡であり、市で保存しないと消えてしまうものであるから、市でとりあえず抑えていただき、後で文化財に指定するにしても市の財産としてその土地を買い上げ、管理等の協力は中里地区に願います。

早急に市の財産とする方法がいいのではないか。

増田委員 直孝が日本の歴史の中で重要な意味をもっており、それに中里地区が重要な関

わりをもっていた。それは、寛永三筆の一人である松^{しょうかどうしょうじょう}花堂昭乗の書による若宮八幡宮の棟札（市指定文化財）からも分かっている。文化財保護審議会で史跡として決定していただきたい。

会長 今日結論を出さなくても、市として、いわゆる「史跡」として指定文化財にしてもよかろうと審議会で決定されればいだろう。

副会長 兎沢古墳は市の史跡として指定されているか。

事務局 指定にはなっておりません。

会長 藤枝市^{にやくおうじ}の若王子は市の史跡になっているか。

八木委員 あこの史跡は県指定である。副会長の意見に賛成である。市の史跡とするならば、学術的に調査を要するだろう。所有者の屋敷の図面や井戸の遺構図など、ある程度の年代の結びつきが必要だ。

指定文化財に答申する前に、教育委員会としてきちっと作成した資料が必要ではないか。

会長 市の場合は、確かな資料があればよいが、「確からしさ」があればいいのではないかというのが、私の考えだ。

副会長 井戸を組んだ石があればいいが。

事務局 産湯の井戸の水がよどんで枯れてきたため、「昭和 60 年に、50 年ぶりに自然石を積み直して修復した」と、当時の新聞に載っています。

副会長 新しい石で積み直したのか。

事務局 当時の新聞はそのように報じています。

増田委員 その時点での図面や当時の石組みの記録は残っているか。

事務局 石組みの記録はありません。

副会長 史跡が指定文化財となっていないから、しょうがない。

会長 直孝は嫡男ではなく庶子であることや、井戸の記録が今から 400 年以上も前のことだから、確かな科学的な裏付けは難しい面が多いだろう。

副会長 直孝は歴史的な人物であるし、昔から語り継がれた土地でもあるので、できれば市で購入し、証拠となる資料をできるだけ集め、後日検討すればいいのではないか。

管理は中里地区に願います。今の保存会の会長は誰か。

増田委員 自治会長が務めている。役員には中里の地区長も陳情書に名を連ねている。

副会長 市としては、買う方向で進めていくということか。

事務局 今の段階では所有者の承諾が得られないため、市指定文化財への答申は今の段階では難しいと思われま。

しかし、将来的に指定するにしても、指定に値するような場所であるということが審議会でご了解いただければ、井戸の土地を保存する形で進めていきたいと考えております。

会長 本日の審議会では、今すぐ「産湯の井」が市指定文化財として決定ではなくとも、
そういう方向で進めていきたいが、よろしいか。

各委員 異議なし。

会長 それでは、そのように進めていきます。
以上で、本日の文化財保護審議会を終了します。